

徳島県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成六年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

（化学物質管理者）

第八条の二 省令第十二条の五第一項本文又は第二項本文に規定する事業場に該当する事務局各課、教育機関及び県立学校に化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、省令第十二条の五第三項第二号イ又はロに掲げる者に該当する職員のうちから、当該事務局各課、教育機関又は県立学校の安全衛生管理者が選任する。

3 化学物質管理者は、当該事務局各課、教育機関又は県立学校における省令第十二条の五第一項各号に規定する化学物質の管理又は同条第二項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理する。

（保護具着用管理責任者）

第八条の三 前条第一項に規定する事務局各課、教育機関及び県立学校に保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六第二項第二号に掲げる者に該当する職員のうちから、当該事務局各課、教育機関又は県立学校の安全衛生管理者が選任する。

3 保護具着用管理責任者は、当該事務局各課、教育機関又は県立学校における省令第十二条の六第一項各号に掲げる事項を管理する。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。